

## 公共工事の入札時における内訳書の提出に関するお知らせ

建築業法等の一部を改正する法律による公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正に伴い、本町における入札会においては、「入札書」と「工事費内訳書」を併せて提出していただくことにしましたので、お知らせいたします。

なお、入札書または工事費内訳書の不備等は、法令によるもののほか、町契約規則、町条件付一般競争入札実施規程、町建設工事低入札価格調査要領（平成23年訓令第14号）及び低入札価格調査における失格基準（平成23年訓令第15号。この訓令が適用される対象工事は土木・建築工事です。）により、無効入札または失格となる場合がありますのでご留意願います。

### 1. 対象となる入札

入札執行する設計調査等業務委託を除く「工事」を対象とします。

### 2. 提出方法

工事費内訳書は町が示す様式をもって作成し、第1回（初度）入札時に入札書と重ねて三つ折り又は四つ折りにして一緒に入札箱に入れてください。（封入されている場合は、封から取り出し、入札書と内訳書のみ入札箱に入れてください。）

第2回の入札（再度入札）の場合は、内訳書を提出する必要はありません。

### 3. 記載内容 ※次の記載内容は必ず入札書のものと合致していることをご確認ください。

- (1) 住所、商号又は名称及び代表者氏名
- (2) 代表者印（の押印）…（注）委任状による代理人参加の場合、工事費内訳書には代理人の記名・押印で提出となり、代表者又は代理人以外の者の記名・押印の場合は入札無効となります。
- (3) 工事名
- (4) 工事価格記載項目に対応する金額（直接工事費の内訳は、基本的に設計図書（金抜き設計書）の内訳書に記載してある工種別の金額の合計額…その内訳の金額は記載不要）

### 4. 様式

工事費内訳書の様式は、三川町のホームページから「工事費内訳書」をダウンロードして作成、提出してください。（提出された工事費内訳書は返却できません。）

### 5. 入札の無効（失格） ※内容をご確認・ご了承ください。

次のいずれかに該当する場合は、入札が無効（失格）となります。

- (1) 入札書・工事費内訳書の全部又は一部が未提出の場合
- (2) 入札書・工事費内訳書に印（押印）が無い場合
- (3) 入札書・工事費内訳書に記載すべき内容に漏れ又は不備がある場合
- (4) 工事費内訳書の合計が入札書に記載の金額と異なる場合（千円未満の端数処理を除く）
- (5) 他の工事の工事費内訳書が提出された場合
- (6) 工事費内訳書として提出された書類が白紙である場合
- (7) 工事費内訳書の総額の記載のみで、内訳書の記載が全部または一部が無い場合
- (8) その他工事費内訳書に著しい不備がある場合

※ 工事費内訳書の費目のいずれか一つでも当該費目の失格基準価格を下回った場合は失格となり、無効入札と同様に再度入札に参加できない場合があります。

### 6. その他

工事費内訳書は、平成27年4月1日以降に入札通知又は入札公告する入札より提出を求めます。